⑷　受験願書の提出期限　平成22年６月28日から同年７月９日まで（郵送による場合は、必ず「特定記録郵便」で郵送すること。また、締切期日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6　その他

⑴　受験願書その他受験に関する問い合わせは、受験願書の提出先に行うこと。

⑵　試験の詳細については、受験案内を参照のこと。

⑶　郵便事故等、志願者本人の責めに帰すことができない事由により、出願期間内に出願できなかった場合は、速やかに願書の提出先まで申し出ること。

なお、その際、郵便局の窓口で受け取った「書留・特定記録郵便物等受領書」が必要となるので大切に保管しておくこと。

平成22年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成22年６月15日

観光庁長官　溝畑　　宏

1　試験の種類　国内旅行業務取扱管理者試験

2　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

3　試験日　平成22年９月12日（日）

4　試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ　本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

5　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書を郵送する場合は、平成22年６月15日（火）から７月12日（月）までの消印があることを要する。

なお、受験願書提出先へ直接提出する場合の受付期間は、平成22年７月６日（火）から７月12日（月）まで（７月10日（土）及び11日（日）は除く。）とし、受付時間は、10時から16時までとする。

⑵　受験願書提出先　社団法人　全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング　郵便番号　105―0001）

⑶　受験手数料

ア　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料5,800円を銀行又は郵便局から社団法人全国旅行業協会あてに納入し、平成22年７月12日までの領収日付印のある受領証を受験願書に添付するものとする。

イ　受験手数料は、受理した後は返還しない。

6　試験の一部免除

⑴　社団法人全国旅行業協会が実施した平成22年度若しくは平成21年度国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者、又は平成21年度国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者については、４に掲げる試験科目のうち、⑶に掲げる科目について試験の免除を受けることができる。

⑵　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に、平成22年度若しくは平成21年度国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し、又は科目合否欄に合格と記載されている平成21年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

7　受験票の交付　受験願書及び受験手数料の完備した受験申込者に、受験票を交付する。

8　合格者の発表　合格者の発表は、平成22年11月５日（金）（予定）に、社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の各都道府県支部で行うとともに、受験者には文書で通知する。

9　受験願書用紙及び試験施行要領の交付　受験願書用紙及び試験施行要領は、社団法人全国旅行業協会ホームページよりダウンロードすることによって入手できる。

また、社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の各都道府県支部でも交付する。

なお、郵送により交付を求める場合は、あて先を明記し、90円切手を貼った返信用封筒を同封するものとする。

10　試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　社団法人　全国旅行業協会

住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月十一日（金）

○一般案件（抜粋）

一、憲仁親王妃久子殿下のフィンランド国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）

○国会提出案件（抜粋）

一、「平成二十一年度障害者施策の概況」について（決定）（内閣府本府）

一、「平成二十一年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十二年度交通安全施策に関する計画」について（決定）（内閣府本府）

一、「平成二十一年度犯罪被害者等施策」について（決定）（内閣府本府）

一、「平成二十一年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」について（決定）（内閣府本府）

一、国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告について（決定）（総務省）

一、平成二十一年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について（決定）（総務省）

一、平成二十一年度公害等調整委員会年次報告書について（決定）（公害等調整委員会）

一、「平成二十一年度人権教育及び人権啓発施策」について（決定）（法務・文部科学省）

一、平成二十一年度拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告について（決定）（外務省・内閣官房）

一、日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について（決定）（財務省）

一、「平成二十一年度食料・農業・農村の動向」及び「平成二十二年度食料・農業・農村施策」について（決定）（農林水産省）

一、「平成二十一年度首都圏整備に関する年次報告」について（決定）（国土交通省）

一、「平成二十一年度土地に関する動向」及び「平成二十二年度土地に関する基本的施策」について（決定）（国土交通省）

一、「平成二十一年度観光の状況」及び「平成二十二年度観光施策」について（決定）（国土交通省）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人横山敏夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成22年６月15日　　神戸地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成22年６月８日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月15日

福岡法務局長　寺島　　健

記

氏名　豊浦　淑美

所属する土地家屋調査士会　福岡県土地家屋調査士会

登録番号　福岡第2081号

事務所の所在地　直方市大字頓野1103番地２

違反行為　本人確認義務違反

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年６月15日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年６月１日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社亀田組　亀田　國紀　大阪府大阪市阿倍野区松虫通１―11―13　国土交通大臣許可（特・般―17・18）第18885号